

介護老人福祉施設における生活相談員の業務に関する一考察

- 計画担当介護支援専門員との比較を通して -

龍谷大学大学院 神子上 暁 (8017)

キーワード 生活相談員、計画担当介護支援専門員、介護老人福祉施設

1. 研究目的

介護老人福祉施設には、多様な専門職が配置されている。それらのなかに、生活相談員と計画担当介護支援専門員（以下、施設ケアマネと記す）という、どちらも生活相談を主要な業務としている職種があり、両職種共に常勤の配置が義務付けられている。

施設ケアマネは、2000年の介護保険制度において新設された職種で、業務内容については、厚生省令である「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の第12条で、1項～12項に渡って規定されている。その一方で、施設ケアマネという職種が配置される以前から配置されている生活相談員の業務については省令に規定されていない。そのため、生活相談員の業務は、厚生省令である「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」にある特別養護老人ホームとして行うこととして記されている項目から推察するしかなく、あとはそれぞれの施設で生活相談員の業務とされてきていることが生活相談員の業務ということになるため、先行研究から検討していく必要がある。

本研究は、業務が重複していると指摘されている介護老人福祉施設の生活相談員と施設ケアマネとの業務の違いを施設内外に明確にできるようにすることを目的としている。

筆者の経験ではあるが（以前、筆者は介護老人福祉施設で生活相談員と施設ケアマネを兼務していた）、入所者の家族は、たいていの場合、入所前に在宅のケアマネージャーを利用しており、介護老人福祉施設に入所しても、施設のケアマネージャーの業務については理解できやすいようである。その一方で、以前、入所者の家族から、「施設ケアマネと生活相談員と何が違うのか？」と聞かれ、明確に返答できなかった経験があり、それが問題意識となっている。

2. 研究の視点および方法

研究の視点として、生活相談員はその名称に関わらず幅広く業務を行っているところに着目する。研究方法としては、国立情報学研究所論文情報ナビゲータ CiNii で「生活相談員」と入力し、検索された論文のなかから介護老人福祉施設の生活相談員の業務に関する論文をピックアップして、各先行研究に掲げられている介護老人福祉施設の生活相談員の業務内容を参考にして、厚生省令である「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第12条にある施設ケアマネの業務について記述されている内容と重複していない部分を探し、生活相談員の業務を検討する。

平成23年6月3日時点で、CiNii に掲載されていた介護老人福祉施設の生活相談員の業務内容に関する論文は5点であった。

3. 倫理的配慮

本研究において、日本社会福祉学会の研究倫理指針に基づいた配慮を行っている。

4. 研究結果

5点の先行研究を参考にして検討した生活相談員の業務内容を以下に掲げる。

入所退所契約や入所希望者への対応。家族との連絡・調整。入所者や家族からの相談対応とその記録作成。様々な会議の企画・運営・司会進行・議事録作成。行事・イベントの準備等。施設内外の職員研修の立案実施等。実習生やボランティア等の受け入れ。介護職や管理職の業務の代行。家族が行う介護保険等の申請や入所者の買い物等の代行。各職種との連絡・連携。入所者の入退院時の対応。QOLの向上支援。リスクマネジメント。スーパービジョン。アセスメント等ケアプランに関する業務。社会資源との連携。社会資源の発掘。地域との関わり。行政との連絡・調整。情報公開制度への対応。第三者評価への対応。苦情解決。個人情報保護。ショートステイに関する業務。フロント業務。施設メンテナンス。防災管理等。送迎。法人内事務関係。介護保険請求事務関係。

このように、生活相談員の業務は多岐に渡り、固有の業務を持つ専門家というよりは、施設内のあらゆる業務に対応できる、その施設に長く勤め、様々な経験を積んだベテランの職員である必要が伺える。ここで疑問に思うこととして、なぜ、実際のサービスの提供から施設の運営まで幅広く活動しているにもかかわらず、職種の名称は生活相談員という、多様な業務のなかの生活相談援助に関する業務のみを示す名称になっているのか。これが、施設ケアマネとの業務との違いが不明確になる原因につながっているのではないだろうか。上記に掲げた生活相談員の業務のなかには施設ケアマネの業務と重複する部分があるため、生活相談員の業務から、それらを除き重複を避ける必要があると考える。そこで、厚生省令である「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」第12条にある施設ケアマネの業務について記述されている内容から検討すると、入所者や家族からの相談対応とその記録作成や、家族との連絡調整や、各職種との連絡・連携や、アセスメント等ケアプランに関する業務や、入所者の入退院時の対応や、介護保険請求事務関係や、QOLの向上支援や、社会資源との連携や、社会資源の発掘やリスクマネジメントなど、明確には分担できないかもしれないが、これらは主に施設ケアマネに任せてよい業務と思われる。

そうすると、生活相談員の名称も、生活相談援助のみを示す名称から、運営管理なども含めた名称に変更することを考えてもよいのではないだろうか。そうすることによって、施設内外に、施設ケアマネとの業務の違いを認識してもらえないのではないだろうか。